

# 第96回 定時株主総会 招集ご通知



## 日時

2024年6月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時予定）



## 場所

栃木県小山市横倉新田520番地  
当社本社工場 4階会場

## 目次

招集ご通知	1
議決権の行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	11
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の 件	18
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのため の報酬決定の件	18
事業報告	22
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告	47

(証券コード 5445)

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

株 主 各 位

栃木県小山市横倉新田520番地  
**東京鐵鋼株式会社**  
代表取締役社長 吉原 每文

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第96回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[https://www.tokyotekko.co.jp/ja/ir/stock\\_info/meeting.html](https://www.tokyotekko.co.jp/ja/ir/stock_info/meeting.html)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（東京鐵鋼）または証券コード（5445）を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。

三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）

<https://www.soukai-portal.net>QRコードは  
議決権行使書用紙に  
ございます

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所	栃木県小山市横倉新田520番地 当社本社工場 4 階会場
3. 目的事項 報告事項	1.第96期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2.第96期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容 報告の件
決議事項 第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役の報酬額改定の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当 てのための報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（5ページ～21ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会へのご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第96回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

#### 株主総会開催日時

2024年6月26日（水曜日）  
午前10時

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。  
**議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。**

#### 行使期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後6時到着分まで

### インターネット等による 議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用の場合は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権を行使できます。

#### 行使期限

2024年6月25日（火曜日）  
午後6時入力分まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

#### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## インターネットによる議決権行使

### 「スマート行使」による方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

☎0120-652-031  
(受付時間 午前9時～午後9時)

行使期限

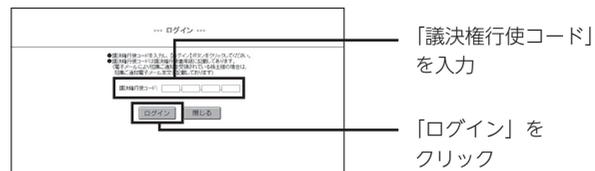
2024年6月25日（火曜日）午後6時入力分まで

### 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。



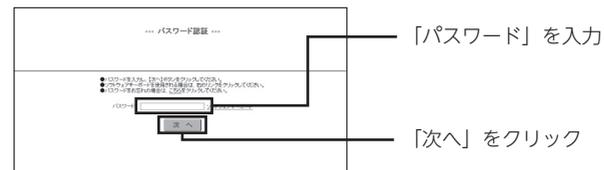
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

株主総会、取締役会の招集権者および議長を取締役会の決議によって定めた代表取締役へと変更し、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条および第25条に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 当会社の株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議によって定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項で定めた代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項で定めた代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	当期における取締役会への出席状況
1	再任	よしはら つねぶみ 吉原 每文	代表取締役社長	17/17回 (100%)
2	再任	よしはら ひでたか 吉原 栄孝	取締役 経営企画、情報システム担当上席執行役員、 経営企画部長	17/17回 (100%)
3	再任	しばた たかお 柴田 隆夫	専務取締役 社長補佐、最高リスク管理責任者（CRO）	16/17回 (94%)
4	再任	たなか よしなり 田中 能成	常務取締役 社長補佐	17/17回 (100%)
5	再任	むかさ たつや 武笠 達也	取締役 生産、八戸総括担当上席執行役員、生産本部長	17/17回 (100%)
6	再任	かきぬま ただし 柿沼 忠司	取締役 総務・人事担当上席執行役員、総務・人事部長	17/17回 (100%)

候補者  
番号

1

よしはら つねぶみ  
吉原 毎文

(生年月日：1947年5月15日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 5月	当社入社	1985年 2月	常務取締役営業本部長就任
1976年 1月	営業部長	1988年 6月	代表取締役副社長就任
1981年 2月	取締役営業部長就任	1992年 6月	代表取締役社長就任（現）

重要な兼職の状況

(公財) 吉原育英会理事長

取締役候補者とした理由

当社において取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。鉄鋼業界における長い経験と、企業経営者としての豊富な経験と見識を兼ね備えており、今後更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数  
28,428株

候補者  
番号

2

よしはら ひでたか  
吉原 栄孝

(生年月日：1975年12月23日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年 4月	当社入社	2020年 7月	ネジ加工品事業部副事業部長、営業企画部長
2012年 7月	グローバルプロジェクト課長	2021年 7月	執行役員ネジ加工品事業部副事業部長、営業企画部長
2014年 7月	グローバルプロジェクトリーダー	2022年 6月	取締役上席執行役員経営企画部長就任
2015年 7月	海外開発部長	2023年 6月	取締役経営企画、情報システム担当上席執行役員、経営企画部長就任（現）
2017年 7月	ネジ加工品事業部営業企画部長		

取締役候補者とした理由

当社において長年、ネジ加工品事業部の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数  
2,860株

候補者  
番号

3

しばた たかお  
柴田 隆夫

(生年月日：1958年9月5日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年10月	(株)日本総合研究所総合研究部門第一事業部 付部長	2016年6月	取締役IR、総務・経理、内部監査担当上席 執行役員総務・経理部長就任
2010年5月	当社入社総務・経理部担当部長	2018年6月	取締役管理部門担当常務執行役員就任
2011年7月	執行役員総務・経理部長	2020年6月	常務取締役管理部門担当就任
2012年6月	取締役執行役員総務・経理部長就任	2021年6月	専務取締役社長補佐就任
		2022年6月	専務取締役社長補佐、最高リスク管理責任者 (CRO) 就任 (現)

取締役候補者とした理由

長年にわたる国内外での銀行業界の経験と、当社での総務・経理・財務・人事部門の要職を歴任した実績から豊富な経験と見識を兼ね備えており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社の株式の数  
2,300株

候補者  
番号

4

たなか よしなり  
田中 能成

(生年月日：1963年1月21日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2017年6月	取締役最高リスク管理責任者 (CRO)、生 産、品質保証、総合企画、関連会社担当上席 執行役員就任
2007年6月	本社棒鋼事業部本社工場長	2018年6月	取締役最高リスク管理責任者 (CRO)、事 業部門、品質保証担当常務執行役員就任
2010年4月	総合企画部長	2020年6月	常務取締役最高リスク管理責任者 (CRO)、 事業部門、品質保証担当就任
2014年7月	品質保証担当執行役員総合企画部長	2023年6月	常務取締役社長補佐就任 (現)
2016年7月	品質保証、関連会社担当上席執行役員総合企 画部長		

取締役候補者とした理由

当社において長年、製造・品質管理・企画・ネジ加工品事業部門の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社の株式の数  
3,300株

候補者  
番号

5

む か さ た つ や  
武笠 達也

(生年月日：1964年7月12日生)

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2015年 7 月	執行役員ネジ加工品事業部長
2007年 7 月	ネジ加工品事業部営業部長	2018年 6 月	取締役事業部門副担当上席執行役員、総合企画部長就任
2012年 2 月	ネジ加工品事業部技術部長		
2014年 7 月	執行役員海外担当役員補佐、ネジ加工品事業部副事業部長、技術部長	2023年 6 月	取締役生産、八戸総括担当上席執行役員、生産本部長就任（現）

## 取締役候補者とした理由

当社において長年、ネジ加工品事業・企画・海外部門の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式の数  
300株

候補者  
番号

6

か き ぬ ま た だ し  
柿沼 忠司

(生年月日：1968年10月14日生)

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月	当社入社	2018年 7 月	執行役員総務・人事部長
2008年 4 月	ネジ加工品事業部営業部業務課長	2020年 6 月	取締役管理部門副担当執行役員、総務・人事部長就任
2012年 7 月	東北棒鋼事業部八戸工場長		
2015年 7 月	環境リサイクル事業部副事業部長兼八戸工場長	2021年 6 月	取締役上席執行役員総合企画部長、総務・人事部長就任
2017年 7 月	執行役員人事部長	2023年 6 月	取締役総務・人事担当上席執行役員、総務・人事部長就任（現）

## 取締役候補者とした理由

当社において長年、製造・ネジ加工品事業・総務・人事部門の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式の数  
700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役、執行役員及び全ての当社子会社の取締役社長を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。
- 当該契約の内容の概要は以下のとおりです。
- ・株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填対象外としています。
  - ・保険料は全額当社が負担しています。
- 各候補者は、選任が承認可決された場合に当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、任期途中で同内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	当期における取締役会への出席状況	当期における監査等委員会への出席状況
1	再任	なかしま ともよし 中  嵐  知義	取締役（監査等委員）	17/17回 (100%)	18/18回 (100%)
2	再任 社外	そのべ ひろし 園  部  洋士	取締役（監査等委員）	17/17回 (100%)	18/18回 (100%)
3	再任 社外	ふじわら さとる 藤  原  哲	取締役（監査等委員）	17/17回 (100%)	18/18回 (100%)
4	再任 社外	かたおか こうすけ 片  岡  宏介	取締役（監査等委員）	16/17回 (94%)	17/18回 (94%)
5	再任 社外	ますえ あさお 増  江  亜佐緒	取締役（監査等委員）	17/17回 (100%)	18/18回 (100%)

候補者  
番号

1

なかしま ともよし  
中 嵐 知 義

(生年月日：1961年8月13日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2014年4月	三井住友銀行 グローバル・アドバイザー 部付部長	2017年7月 2018年6月	執行役員海外担当役員補佐、総合企画部長 取締役（監査等委員）就任（現）
2016年9月	当社入社理事営業・購買担当役員補佐、ネジ 加工品事業部営業企画部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたる国内外の銀行業界での経験と、当社で経営企画・営業企画に関する業務に責任者として携わった実績を有しており、豊富な経験と見識を兼ね備えていることから、経営を監査・監督する役割に適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数  
4,000株

候補者  
番号

2

そのべ ひろし  
園 部 洋 士

(生年月日：1965年2月12日生)

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録	2016年3月	(株)P A L T E K社外取締役就任
1994年4月	須田清法律事務所入所	2016年3月	日本管理センター(株)社外取締役（監査等委員）就任
2001年10月	林・園部・藤ヶ崎法律事務所（現 至高法律事務所）開設（現）	2016年6月	(株)ケアサービス社外監査役就任
2010年3月	日本管理センター(株)社外監査役就任	2016年6月	当社取締役（監査等委員）就任（現）
2013年3月	(株)レッグス（現(株)C Lホールディングス）社外監査役就任	2017年3月	(株)レッグス（現(株)C Lホールディングス）社外取締役就任（現）
2014年6月	当社監査役就任	2022年6月	(株)ケアサービス社外取締役就任（現）

重要な兼職の状況

(株)C Lホールディングス社外取締役  
(株)ケアサービス社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

3

ふじわら  
藤原さとの  
哲

(生年月日：1966年4月27日生)

再任

社外

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年10月	中央新光監査法人入所	2001年4月	(株)アドミラルシステム (現(株)A S J) 社外監査役就任
1993年3月	公認会計士登録		
1997年2月	藤原公認会計士事務所開設 (現)	2006年9月	日本住宅サービス(株)社外監査役就任
1998年3月	税理士登録	2015年6月	(株)A S J 社外取締役(監査等委員)就任
		2018年6月	当社取締役 (監査等委員) 就任 (現)

## ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる公認会計士としての業務によって培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

4

かた おか

片岡

こう すけ

宏介

(生年月日：1977年7月23日生)

再任

社外

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月	中央青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所	2008年11月	PwCアドバイザリー(株)（現PwCアドバイザリー合同会社）入社
2004年4月	公認会計士登録	2018年7月	片岡公認会計士事務所開設（現）
2007年1月	マイルストーンターンアラウンドマネジメント(株)入社	2019年6月	CPAパートナーズ(株)パートナー（現）
		2020年3月	(株)ワットマン社外取締役就任（現）
		2020年6月	(株)Fun Group 監査役就任 当社取締役（監査等委員）就任（現）

#### 重要な兼職の状況

CPAパートナーズ(株)パートナー  
(株)ワットマン社外取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる公認会計士としての業務によって培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

5

ます え  
増江

あ さ お  
亜佐緒

(生年月日：1970年6月13日生)

再任

社外

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月	東京弁護士会登録	2018年9月	国立大学法人室蘭工業大学監事就任(現)
2008年5月	奥野総合法律事務所(現弁護士法人奥野総合法律事務所)入所(現)	2021年11月	公益財団法人日本共同証券財団理事就任(現)
2015年6月	(株)東邦銀行社外取締役就任	2021年11月	(株)鈴木商会社外監査役就任(現)
2018年6月	(株)東邦銀行社外取締役(監査等委員)就任	2022年6月	日本ヒューム(株)社外取締役就任(現)
		2022年6月	当社取締役(監査等委員)就任(現)

### 重要な兼職の状況

国立大学法人室蘭工業大学監事  
公益財団法人日本共同証券財団理事  
(株)鈴木商会社外監査役  
日本ヒューム(株)社外取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

#### 所有する当社の株式の数

0株

※増江亜佐緒氏の戸籍上の氏名は、青野亜佐緒であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、定款の規定に基づき中嶋知義氏、園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏、増江亜佐緒氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意で且つ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。  
なお選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 園部洋士氏は、当社社外監査役として2年間在任し、その後当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって8年となります。  
藤原哲氏は、当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって6年となります。  
片岡宏介氏は、当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって4年となります。  
増江亜佐緒氏は、当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって2年となります。

4. 当社は、園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏、増江亜佐緒氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、改めて独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社の取締役、執行役員及び全ての当社子会社の取締役社長を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。
  - ・株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填対象外としています。
  - ・保険料は全額当社が負担しています。各候補者は、選任が承認可決された場合に当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、任期途中に同内容で更新することを予定しております。

※ご参考：現職の取締役が有する主な知見や経験（スキルマトリクス）  
男性10名、女性1名

当社における地位（予定） 氏名		取締役の主なスキル・経験等					
		企業経営 経営戦略、DX	サステナビリティ ESG、グローバル	マーケティング 営業・R&D	生産・技術 SCM	財務・会計	人事・労務 人材開発
代表取締役会長 CEO 吉原 每文	再任	○		○	○		
代表取締役社長 COO 吉原 栄孝	再任	○	○	○	○		
専務取締役 柴田 隆夫	再任	○	○			○	○
取締役 常務執行役員 田中 能成	再任	○	○		○		
取締役 上席執行役員 武笠 達也	再任	○	○	○	○		
取締役 上席執行役員 柿沼 忠司	再任	○	○		○		○
取締役 常勤監査等委員 中嶋 知義	再任	○	○			○	
社外取締役（監査等委員） 園部 洋士	再任		○				○
社外取締役（監査等委員） 藤原 哲	再任					○	
社外取締役（監査等委員） 片岡 宏介	再任		○			○	
社外取締役（監査等委員） 増江 亜佐緒	再任		○				○

※上記一覧は、取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

## 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員の報酬額は、2016年6月29日開催の当社第88回定時株主総会において、年額7千万円以内としてご承認をいただいております。

今般、経営環境の変化等、諸般の事情を考慮しまして、監査等委員である取締役の報酬の額を年額1億5千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定したものであり、相当と判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案通り承認可決された場合、当該監査等委員である取締役の員数に変更は生じません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の当社第88回定時株主総会において、年額4億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.2%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.1%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告30頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、20～21頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

- ・当社は、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。
- ・本議案が承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は以下の通りです。

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた意欲を高めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた、適切、公平かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。

具体的には、基礎報酬と役職報酬による固定報酬と、業績報酬と賞与、非金銭報酬の株式報酬による業績連動報酬により構成し、上席執行役員又は執行役員を兼ねる取締役については、さらに個人業績を加味して決定することとする。この内、固定報酬と業績報酬は月次に分割して支給し、賞与は業績に応じて年一回支給するものとする。非金銭報酬の株式報酬は、譲渡制限付株式として当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの譲渡制限を設けたうえで、当社普通株式を年一回付与するものとする。

なお、業績が原料や製品などの市況に大きく左右されることから、業績連動報酬は比較的小さな範囲にとどめ、単年度の業績と連動させることを原則とする。また、取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、公平性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置し、検討・審議を行い、審議結果を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

以 上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用や所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復の動きが見られました。一方で、物価上昇や世界的な金融引締めに伴う影響による景気の下押しリスク、および地政学リスクの顕在化もあり、先行き不透明な状況が継続しました。

当社の属する電炉小棒業界におきましては、人手不足による建設工期の遅れ等もあり、2023年の鉄筋用小棒の国内向け出荷数量が2年ぶりに前年を下回るなど、取り巻く環境は厳しいものとなりました。また、主原料の鉄スクラップ価格は結果として大きく変動することはなかったものの、運賃をはじめとした諸コストが上昇基調にあるなど、予断を許さない経営環境が続きました。

このような中で当社は、2023年度からスタートした「中期経営方針」のもと、取引先のニーズに対応した建設現場の効率化・省力化に寄与する製品や工法の提案活動を一段と強化し、主力の「ネジテツコン」を中心とした高付加価値製品の販売推進による収益の向上と企業価値の増大に取り組んできました。

また、昨年7月には事業部制から新たに機能別組織（営業本部、技術・開発本部、生産本部、環境リサイクル本部）に再編。中期経営方針で定めた経営目標の実現を図るべく、ガバナンスを強化し、経営の効率性や専門性の向上に努めてきました。

こうした状況下、当連結会計年度における連結売上高は、鉄筋販売数量は前年度比減少ながら、出荷製品価格の上昇により796億1千7百万円と前年実績比3億8千8百万円（0.5%）の増収となりました。

利益面につきましては、値差（製品価格と原材料価格との差）が改善するとともに、販管費等のコスト削減に注力した結果、営業利益は前年実績比62億6千8百万円（143.9%）増益の106億2千4百万円、経常利益は同64億6千8百万円（130.8%）増益の114億1千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、同42億2千9百万円（115.6%）増益の78億8千7百万円となりました。

### 事業の部門別売上高

事業別				前年度	当年度
鉄	鋼	事	業	78,421 百万円	78,774 百万円
そ	の	他		807	842
合計				79,229	79,617

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、主として棒鋼の品質向上および生産設備の維持補修を目的とし、44億9千1百万円の投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、ネジテツコンと継手をコアとして、建築現場の生産性向上に寄与するエンジニアリング力によって、他社との差別化を図り、高付加価値化を推進するという成長戦略を進めてきましたが、今後は人口減少等の要因により、主力分野の鉄筋コンクリート造の建築物に対する需要は減退することが見込まれます。これに対処する観点で、既存の分野では、お客様へ提供する機能をさらに向上させる一方で、コストの圧縮、効率化を進め、高い収益性を確保すべく、商品の改良や業務改革を進めてまいります。

また、この取り組み内でデジタル基盤の強化を推進します。

一方、成長性については、今まで培ってきたエンジニアリング力、顧客へのソリューション提案力を生かして、新製品の投入や、新分野の開拓を進めることによって、成長力を維持していく考えです。

八戸工場については、東北地区の棒鋼需要の減退もあり、収益性低下に直面、2021年度では、減損処理を実施しています。これに対しては、同工場の環境リサイクル事業の収益性向上の観点より、既存設備を活用して新規取り扱い処理を拡大する、省力化・効率化を進めるなどの対策を講じてまいります。また、生産余力が減少してきている栃木県小山市の本社工場を補完する生産拠点として、ネジテツコンの生産拡大を図りたいと考えています。

新規分野の開拓など成長戦略推進という観点では、現状の株式会社伊藤製鐵所との資本業務提携のようなアライアンスの活用・推進も課題と考えています。この分野は当社の意向だけで推進できるものではありませんが、機会をとらえて、他社との関係構築・強化を進めていく考えです。

また、社会的要請の強いSDGsへの取り組みとして、環境リサイクル事業の推進に加え、当社独自の省力化ソリューションなどを通じて建設分野でのカーボンニュートラル推進に寄与するとともに環境負荷低減への取り組みを進めてまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 93 期 (2021年3月期)	第 94 期 (2022年3月期)	第 95 期 (2023年3月期)	第 96 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 (百万円)	62,391	66,089	79,229	79,617
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	7,524	△644	4,944	11,412
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	4,980	△4,724	3,657	7,887
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	534.05	△518.08	405.28	884.90
総 資 産 (百万円)	65,085	63,062	69,773	77,903
純 資 産 (百万円)	48,039	42,413	46,149	53,160

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 第94期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第94期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
1 トーテツ興運株式会社	50	100	貨物運送、燃料の仕入販売、損害保険代理店業
2 トーテツ産業株式会社	50	100	棒鋼加工品の製造販売
3 東京鐵鋼土木株式会社	100	100	棒鋼および棒鋼加工品等の販売
4 トーテツメンテナンス株式会社	20	100	業務請負および設備等のメンテナンス
5 株式会社 関 東 メ タ ル	80	75	原材料の集荷・販売
6 トーテツ資源株式会社	50	100	原材料の集荷・販売
7 ティーティーケイ コリア株式会社	91	100	製品の販売

## ③ 持分法適用会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権保有比率	主要な事業内容
株式会社伊藤製鐵所	東京都千代田区	百万円 691	% 21.07	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売

## (7) 主要な事業内容

事業	内容
鉄鋼事業	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売、産業廃棄物の処理
その他の	貨物運送・設備等のメンテナンス等

## (8) 主要な営業所および工場

東京鐵鋼株式会社	東京本社	東京都千代田区
	東京分室	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
	東北営業所	宮城県仙台市青葉区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	本社工場	栃木県小山市
	総合加工センター	栃木県小山市
トーテツ興運株式会社	本社	栃木県小山市
	八戸営業所	青森県八戸市
トーテツ産業株式会社	本社・工場	栃木県小山市
	粟宮事業所	栃木県小山市
東京鐵鋼土木株式会社	本社	東京都千代田区
トーテツメンテナンス株式会社	本社	栃木県小山市
株式会社関東メタル	本社	茨城県猿島郡境町
トーテツ資源株式会社	本社	青森県八戸市
	弘前営業所	青森県南津軽郡田舎館村
ティーティーケイ コリア株式会社	本社	韓国ソウル市

**(9) 従業員の状況**

## ①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
815名	17名減

## ②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
581名	2名減	38.2歳	12.8年

**(10) 主要な借入先**

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,419
三井住友信託銀行株式会社	650
日本生命保険相互会社	600
太陽生命保険株式会社	600
株式会社足利銀行	476
株式会社栃木銀行	476
株式会社常陽銀行	433
株式会社東日本銀行	433
株式会社日本政策投資銀行	338

## 2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 8,870,752株 (自己株式 494,553株を除く)

(2) 株 主 数 18,361名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	794,000	8.95
合 同 製 鐵 株 式 会 社	460,000	5.19
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	449,900	5.07
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	395,280	4.46
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	267,300	3.01
朝 日 工 業 株 式 会 社	186,000	2.10
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	147,700	1.67
東 京 鐵 鋼 従 業 員 持 株 会	134,825	1.52
日 本 酸 素 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	99,983	1.13
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	93,600	1.06

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式 494,553株を除く) の総数に対する割合であります。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉原 每文	取締役社長（代表取締役）	公益財団法人吉原育英会理事長
柴田 隆夫	専務取締役（社長補佐、最高リスク管理責任者（CRO））	
田中 能成	常務取締役（社長補佐）	
武笠 達也	取締役・上席執行役員（生産、八戸総括担当、生産本部長）	
柿沼 忠司	取締役・上席執行役員（総務・人事担当、総務・人事部長）	
吉原 栄孝	取締役・上席執行役員（経営企画、情報システム担当、経営企画部長）	
中嶋 知義	取締役（常勤監査等委員）	
園部 洋士	取締役（監査等委員）	至高法律事務所 代表弁護士 株式会社CLホールディングス 社外取締役 株式会社ケアサービス 社外取締役
藤原 哲	取締役（監査等委員）	藤原公認会計士事務所 所長
片岡 宏介	取締役（監査等委員）	片岡公認会計士事務所 所長 CPAパートナーズ株式会社 パートナー 株式会社ワットマン 社外取締役
増江 亜佐緒	取締役（監査等委員）	弁護士法人奥野総合法律事務所 弁護士 国立大学法人 室蘭工業大学 監事 公益社団法人 日本共同証券財団 理事 株式会社鈴木商会 社外監査役 日本ヒューム株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏および増江亜佐緒氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）藤原哲氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）片岡宏介氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）中嶋知義氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の社内に精通した者が重要な会議等への出席や業務執行取締役・使用人等からの情報収集を十分に行うとともに、内部監査部門との円滑な連携を図ることで、監査等委員会全体としての監査・監督機能を一層強化するためであります。

5. 当社は、取締役（監査等委員）園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏および増江亜佐緒氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	役名、担当および職名
飯塚 一夫	常務執行役員（社長補佐、購買担当、東北デーパー・スチール株式会社 代表取締役社長、東京デーパー販売株式会社 代表取締役社長）
佐々木 文雄	執行役員（環境リサイクル本部長）
金賀 恵之	執行役員（品質保証担当）
瀧 晴夫	執行役員（営業・技術総括担当、営業本部長）
進 士年治	執行役員（経理・IR担当、IR室長）

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、期待される役割を十分発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（監査等委員）中嶋知義氏、園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏、増江亜佐緒氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、執行役員及び全ての当社子会社の取締役社長を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当社契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填対象外としています。
- ・保険料は全額当社が負担しています

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・ 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、2021年2月開催の取締役会において決議しており、その内容は次の通りです。

「当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた意欲を高めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた、適切、公平かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。具体的には、基礎報酬と役職報酬による固定報酬と、業績報酬と賞与による業績連動報酬により構成し、上席執行役員又は執行役員を兼ねる取締役については、さらに個人業績を加味して決定することとする。なお、業績が原料や製品などの市況に大きく左右されることから、業績連動報酬は比較的小さな範囲にとどめ、単年度の業績と連動させることを原則とする。中長期的な業績や潜在的なリスクを反映させる非金銭報酬等の採用は今後の検討課題とする。また、取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。」

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、公平性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置し、検討・審議を行っております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2016年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議により年額4億5千万円以内と設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、監査等委員である取締役の報酬限度額については、2016年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議により年額7千万円以内と設定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

## ③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く)	234,835	130,935	103,900	－	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	19,500	19,500	－	－	1
社外取締役(監査等委員)	30,000	30,000	－	－	4

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)には、社外取締役はおりません。
2. 業績連動報酬として取締役に対して業績報酬と賞与を支給することとしております。業績連動報酬の算定方法は、業績を考慮して適切な水準で設定しており、その算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高経常利益率であります。当該業績指標を選定した理由は、経営計画等の目標指標としているためであり、当年度の連結売上高経常利益率は、14.3%(前年度6.4%)であります。なお、業績報酬は前年度の業績指標により、賞与は当年度の業績指標により算定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）園部洋士氏の兼職先である至高法律事務所、株式会社CLホールディングス、株式会社ケアサービスと当社の間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）藤原哲氏の兼職先である藤原公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）片岡宏介氏の兼職先である片岡公認会計士事務所、CPAパートナーズ株式会社、株式会社ワットマンと当社の間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）増江亜佐緒氏の兼職先である弁護士法人奥野総合法律事務所、国立大学法人室蘭工業大学、公益社団法人日本共同証券財団、株式会社鈴木商会、日本ヒューム株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役（監査等委員） 園 部 洋 士 氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として18回に出席し、また、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

- ・社外取締役（監査等委員） 藤 原 哲 氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として18回に出席し、また、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

- ・ 社外取締役（監査等委員） 片岡 宏 介氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中16回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として17回に出席し、また、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

- ・ 社外取締役（監査等委員） 増江 亜佐緒氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として18回に出席し、また、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  
41百万円（消費税等別）
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
41百万円（消費税等別）

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく減免申請書に対する合意された手続に係る報酬を支払っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりです。

#### (内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

### 1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 当社の監査等委員会は「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」等に則り取締役の職務執行を監査する。
- (3) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令及び定款の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (4) 当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの役職員全員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。  
委員会の活動状況については、定期的に取り締役に報告する。
- (5) 当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社内部及び外部に通報窓口を設ける。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い保存・管理し、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理体制を「リスクマネジメント規程」として定め、重要なリスクと認識する生産設備、安全、品質、環境の4つの領域をカバーする中央生産設備管理委員会、中央安全衛生管理委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
- (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会に報告する。
- (3) 緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行については「取締役執務規則」その他の社内規程に従い、それぞれの分担を明確にし、効率的に行われることを確保する。
- (2) 取締役が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。  
目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。

### 5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制

- (1) 「グループ会社管理規程」に基づき子会社を統括する部門が経営管理、経営指導にあたるとともに、子会社に取締役を派遣して業務の適正を確保する。
- (2) 定期的にグループ会社営業報告会を開催し、各社の業務運営状況をチェックする。
- (3) 当社内部監査担当部門は、各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を取締役に報告する。
- (4) 「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、子会社も含めた当社グループの財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 子会社の取締役の職務の執行については、各子会社の社内規程に従うとともに、当社の経営管理部門又は関連する業務部門との連絡・連携を密にすることにより、当社子会社として行うべき業務の内容及び目標を明確にして、効率的に行われることを確保する。

- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を必要とする場合には、適切な者を監査等委員会専属の補助使用人として選任する。
  - (2) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
  - (3) 補助使用人はその業務を行うにつき当社の監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
- 7. 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- (1) 当社グループの役職員は、法令、定款違反または当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には直ちに当社の監査等委員会に報告する。
  - (2) 当社グループの役職員は、当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社の監査等委員会に通報できる。
  - (3) 前二号の報告、通報をした当社グループの役職員に対し、報告、通報したことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
- 8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 当社の監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
  - (2) 当社の監査等委員が職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

当社では、当社グループについて、内部監査室による業務監査及び内部統制推進チームによる内部統制システムの整備・運用状況の監査を通じ、内部統制システム全般の評価及び改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部統制推進チームと会計監査人が、連携し、統制環境の整備・推進、統制活動のモニタリング等を実施しております。

### ② コンプライアンス

当社は、全取締役を構成員とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンス状況の把握・分析を行うとともに、適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上、法令違反の未然防止に努めております。

### ③ サステナビリティ

当社は、企業としての成長及び、企業価値を向上するために設置した「サステナビリティ委員会」を年2回開催し、サステナビリティに関する会社方針や、目標等の審議・決定を行い、必要な対策を講じております。

### ④ リスク管理体制

当社は、重要なリスクを管理するために設置した、中央生産設備管理委員会、中央安全衛生委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を各年2回開催し、各分野におけるリスクの現状把握・分析を行い、必要な対策を講じております。

### ⑤ グループ会社管理体制

子会社の業務執行にあたっては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への承認申請・報告を実施させるとともに、当社取締役と子会社社長を構成員とするグループ会社営業報告会を年4回開催し、子会社の経営状況・課題を把握するとともに、必要な措置を講じております。

### ⑥ 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役11名（うち監査等委員5名）で構成され、原則毎月1回開催しています。業務執行状況のチェックの他、重要事項についての審議・決議を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。なお、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、業務執行の決定の迅速化を図っております。

また、当社では、執行役員制度を導入しており、監督機能と業務執行機能を区分することにより取締役の職務執行の効率化を図っております。

#### ⑦ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会は、社外取締役4名を含む取締役（監査等委員）5名で構成されており、原則毎月1回開催し、社外取締役が務める議長のもと、監査・監督に関する重要な事項について、協議・決議を行っております。

また、常勤監査等委員を含む複数名が経営会議等重要な会議へ出席する他、取締役・使用人からのヒアリング、稟議書等重要書類の閲覧を通じて、取締役の職務の執行の監査・監督を行うとともに、内部監査室や会計監査人との定期的な情報交換を通じて、グループ全体の監査の実効性の向上を図っております。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策のひとつとして位置付けており、利益配分につきましては、財務体質の強化並びに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

### 〈中期経営方針〉（2023年度～2025年度）

#### 株主還元の基本方針

- ・ 経営上の最重要課題の一つとしての位置付け
- ・ 安定的な配当の継続実施
  - 連結配当性向30%以上を目指す
  - 期末配当に加え、中間配当を実施
- ・ 資本効率の更なる向上を目的に自社株式取得を機動的に実施

当期の期末配当金につきましては、連結業績の動向、財務状況等を勘案し、1株当たり220円とさせていただきます。これにより既に実施しました中間配当金50円を含めました当期の年間配当金は、1株当たり270円となります。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>40,711</b>
現金及び預金	16,351
受取手形及び売掛金	9,111
電子記録債権	615
商品及び製品	10,717
原材料及び貯蔵品	3,047
その他	871
貸倒引当金	△2
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,192</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>26,727</b>
建物及び構築物	4,167
機械装置及び運搬具	11,795
土地	9,257
リース資産	107
建設仮勘定	566
その他	833
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>142</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>10,322</b>
投資有価証券	8,966
退職給付に係る資産	837
繰延税金資産	226
その他	315
貸倒引当金	△22
<b>資 産 合 計</b>	<b>77,903</b>

科 目	金 額
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>16,980</b>
支払手形及び買掛金	5,688
電子記録債務	1,075
営業外電子記録債務	1,963
1年内返済予定の長期借入金	907
リース債務	41
未払法人税等	2,784
賞与引当金	1,027
役員賞与引当金	79
その他	3,413
<b>固 定 負 債</b>	<b>7,762</b>
長期借入金	4,982
リース債務	73
再評価に係る繰延税金負債	347
退職給付に係る負債	1,964
資産除去債務	77
その他	317
<b>負 債 合 計</b>	<b>24,743</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>49,838</b>
資 本 金	5,839
資 本 剰 余 金	1,851
利 益 剰 余 金	43,210
自 己 株 式	△1,063
その他の包括利益累計額	3,273
その他有価証券評価差額金	2,491
土地再評価差額金	794
為替換算調整勘定	7
退職給付に係る調整累計額	△21
非支配株主持分	48
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>53,160</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>77,903</b>

## 連結損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上	高	79,617
売	上	原 価	61,247
<b>売 上 総 利 益</b>			<b>18,369</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			7,745
<b>営 業 利 益</b>			<b>10,624</b>
営	業	外 収 益	
	受	取 利 息	0
	受	取 配 当 金	146
	設	備 賃 貸 料	22
	仕	入 割 引	100
	為	替 差 益	3
	持	分 法 に よ る 投 資 利 益	510
	雑	収 入	103
			887
営	業	外 費 用	
	支	払 利 息	86
	貸	倒 引 当 金 繰 入 額	0
	支	払 手 数 料	6
	そ	の 他	5
			98
<b>経 常 利 益</b>			<b>11,412</b>
特	別	利 益	
	固	定 資 産 売 却 益	5
	国	庫 補 助 金	25
			30
特	別	損 失	
	固	定 資 産 売 却 損	0
	固	定 資 産 除 却 損	79
	固	定 資 産 圧 縮 損	25
	そ	の 他 特 別 損 失	4
			110
<b>税金等調整前当期純利益</b>			<b>11,333</b>
	法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,478
	法	人 税 等 調 整 額	△11
<b>当 期 純 利 益</b>			<b>7,866</b>
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)			△20
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>			<b>7,887</b>

## 連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,839	1,851	36,669	△561	43,800
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,346		△1,346
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,887		7,887
自己株式の取得				△502	△502
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,540	△502	6,038
当 期 末 残 高	5,839	1,851	43,210	△1,063	49,838

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,521	794	10	△36	2,289	59	46,149
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,346
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							7,887
自己株式の取得							△502
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	970	—	△2	14	983	△10	972
当 期 変 動 額 合 計	970	—	△2	14	983	△10	7,010
当 期 末 残 高	2,491	794	7	△21	3,273	48	53,160

# 計算書類

## 貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>37,113</b>
流動資産	
現金及び預金	12,579
受取手形	544
売掛金	8,959
商品及び製品	10,646
原材料及び貯蔵品	3,040
前払費用	718
未収入金	42
その他	625
貸倒引当金	△44
<b>固定資産</b>	<b>33,900</b>
有形固定資産	<b>25,789</b>
建物	3,621
構築物	366
機械及び装置	11,657
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	806
土地	8,741
リース資産	19
建設仮勘定	568
無形固定資産	<b>124</b>
ソフトウェア	114
その他	10
投資その他の資産	<b>7,985</b>
投資有価証券	4,615
関係会社株式	1,923
出資金	7
長期貸付金	150
前払年金費用	877
繰延税金資産	181
敷金及び保証金	227
その他	26
貸倒引当金	△22
<b>資 産 合 計</b>	<b>71,013</b>

科 目	金 額
<b>負 債 の 部</b>	<b>16,839</b>
流動負債	
支払手形	1,095
電子記録債権	1,060
営業外電子記録債権	1,950
1年内返済予定の長期借入金	4,423
リース負債	892
未払金	11
未払費用	1,390
賞与引当金	755
役員賞与引当金	796
未払法人税等	79
未払消費税等	2,779
預り金	1,026
設備関係支払手形	26
その他	256
<b>固定負債</b>	<b>7,599</b>
長期借入金	4,982
リース負債	9
退職給付引当金	1,856
資産除去債務	77
再評価に係る繰延税金負債	347
その他	325
<b>負 債 合 計</b>	<b>24,438</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	<b>43,324</b>
株主資本	<b>5,839</b>
資本金	547
資本剰余金	547
資本準備金	547
その他資本剰余金	0
利益剰余金	<b>37,990</b>
利益準備金	838
その他利益剰余金	37,151
繰越利益剰余金	37,151
<b>自己株式</b>	<b>△1,053</b>
評価・換算差額等	3,250
その他有価証券評価差額金	2,456
土地再評価差額金	794
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>46,575</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>71,013</b>

## 損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上	高	76,678
売	上	原 価	59,680
<b>売 上 総 利 益</b>			<b>16,997</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,886
<b>営 業 利 益</b>			<b>10,111</b>
営 業	外 収 益		
	受 取 利 息	5	
	受 取 配 当 金	1,674	
	受 取 賃 貸 料	110	
	仕 入 割 引	84	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	18	
	雑 収	70	1,965
営 業	外 費 用		
	支 払 利 息	86	
	支 払 手 数 料	6	
	賃 貸 設 備 償 却	23	
	賃 貸 設 備 費 用	25	
	雑 損 失	2	144
<b>経 常 利 益</b>			<b>11,932</b>
特 別	利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	0	
	国 庫 補 助 金	25	25
特 別	損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	76	
	固 定 資 産 圧 縮 損	25	
	そ の 他 特 別 損 失	4	106
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>			<b>11,851</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,313	
法 人 税 等 調 整 額		△91	3,221
<b>当 期 純 利 益</b>			<b>8,629</b>

## 株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,839	547	0	547
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	5,839	547	0	547

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	704	30,003	30,708	△551	36,544
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	134	△1,481	△1,346		△1,346
当 期 純 利 益		8,629	8,629		8,629
自 己 株 式 の 取 得				△502	△502
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	134	7,148	7,282	△502	6,780
当 期 末 残 高	838	37,151	37,990	△1,053	43,324

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,523	794	2,318	38,862
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,346
当 期 純 利 益				8,629
自 己 株 式 の 取 得				△502
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	932		932	932
当 期 変 動 額 合 計	932	—	932	7,712
当 期 末 残 高	2,456	794	3,250	46,575

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東京鐵鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京鐵鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東京鐵鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。  
また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店・工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

東京鐵鋼株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

監査等委員（社外取締役）

監査等委員（社外取締役）

監査等委員（社外取締役）

監査等委員（社外取締役）

中 嘉 知 義 ㊟

園 部 洋 士 ㊟

藤 原 哲 ㊟

片 岡 宏 介 ㊟

増 江 亜 佐 緒 ㊟

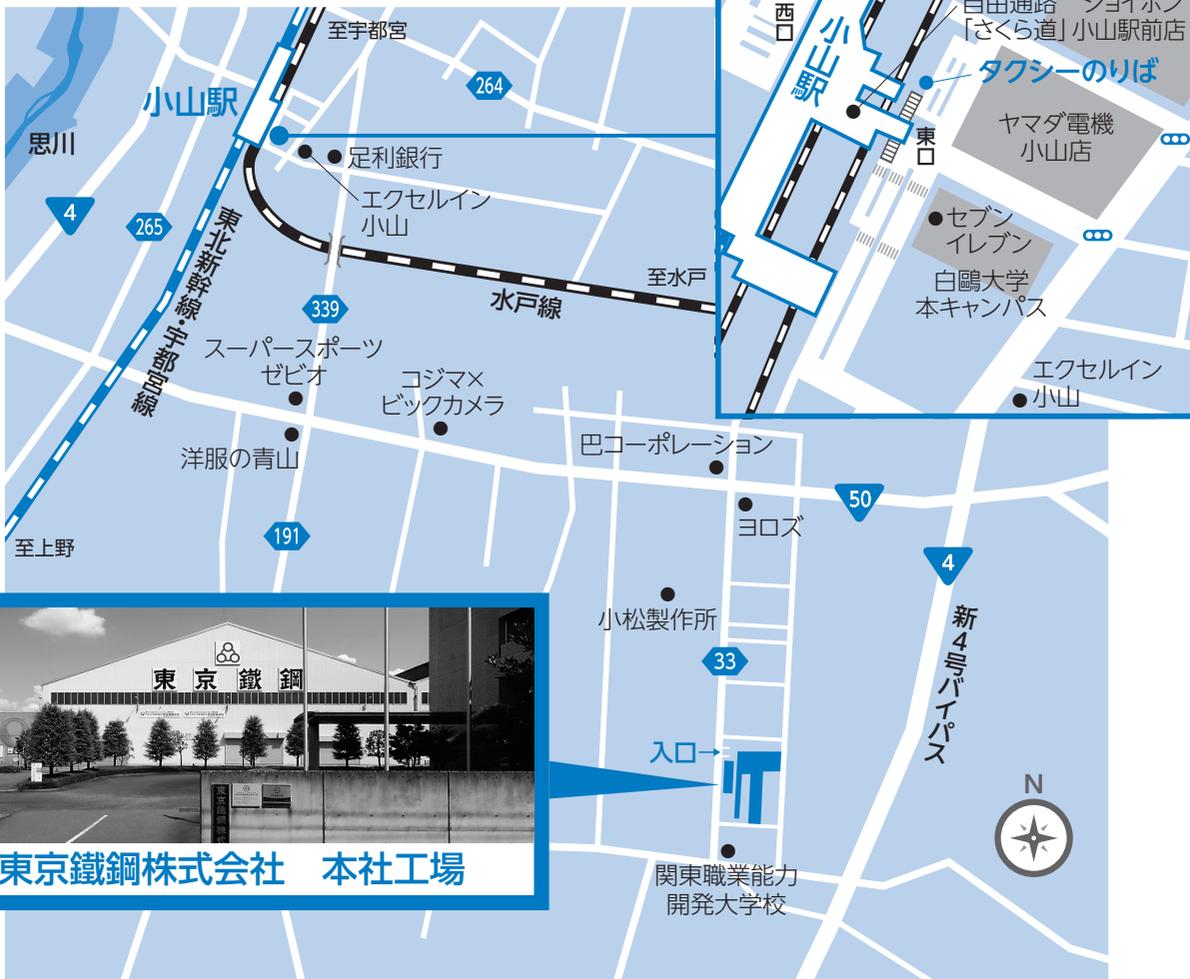
以 上

# 第96回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京鐵鋼株式会社 本社工場 4階会場

栃木県小山市横倉新田520番地 電話0285(27)4411



交通

JR小山駅東口よりタクシー利用 約15分 専用バスの運行はございません。  
※お土産のご用意はありません

UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK

電子提供措置の開始日 2024年5月29日

# 第96回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

連結注記表・・・55 頁

個別注記表・・・64 頁

東京鐵鋼株式会社

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称	トーテツ資源(株)	トーテツメンテナンス(株)
	トーテツ興運(株)	トーテツ産業(株)
	(株)関東メタル	東京鐵鋼土木(株)
	JOTS(株)	ティーティーケイ コリア(株)

当連結会計年度より、JOTS(株)を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称	東北デーバー・スチール(株)	東京デーバー販売(株)
-----------	----------------	-------------

連結の範囲から除いた理由 当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称  
(株)伊藤製鐵所

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

東北デーバー・スチール(株)  
東京デーバー販売(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ティーティーケイ コリア(株)の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 …………… 総平均法による原価法によっております。

###### ②棚卸資産

製品、商品、原材料 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く。）

建物、構築物、車両運搬具、総合加工センター及び八戸工場のシュレッター工場の機械及び装置、工具器具及び備品については定率法、その他の機械及び装置、工具器具及び備品については定額法によっております。

なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にマンション等の鉄筋コンクリート造の構造物に使用される鉄筋コンクリート用棒鋼の製造販売及び鉄筋コンクリート用棒鋼をつなぐ機械式継手の仕入販売を行っております。

これら製品等の販売については、製品等の引渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品等の引渡し時点で収益を認識しております。なお、履行義務充足後の対価は、別途定める取引条件により概ね15日から1カ月半以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、これら取引に係る収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。値引き及び割戻し等の変動対価については合理的に利用可能なすべての情報を用いて見積もりを行い、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。

### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

#### ③未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度計上額 226百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性について会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、繰延税金資産の回収可能性の判断について翌期以降の課税所得の見込みを用いております。この課税所得の見込みを算定するにあたり、主に以下に記載した要素について仮定を用いております。

なお、これら仮定に乖離が発生し、課税所得に変動が生じた場合、翌期以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### ① 主原料価格

課税所得見込み算定時の主原料価格を基に外部情報の翌期以降の主原料価格動向や内部情報の過去データを加味して翌期以降の主原料価格を算定しております。

#### ② 販売数量

既契約で未出荷の契約数量及び翌期以降の契約数量予測を基に翌期以降の販売数量を算定しております。

#### ③ 販売価格

既契約の契約価格及び翌期以降の契約価格予測を基に翌期以降の販売価格を算定しております。翌期以降の契約価格予測は上記①の翌期以降の主原料価格に一定の利幅等を加味して算定しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

建物及び構築物	3,931百万円
機械装置及び運搬具	11,612百万円
土地	8,209百万円
合計	23,753百万円

### 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	892百万円
長期借入金	3,782百万円
合計	4,674百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

62,429百万円

### 3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額

1,336百万円

### 4. 土地の再評価

当社グループは、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。2022年3月に減損損失を計上したことにより、「土地再評価差額金」が385百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」が169百万円減少しております。

#### ・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

#### ・再評価を行った年月日

2001年3月31日

#### ・再評価を行った土地の期末における時価と

再評価及び減損後の帳簿価額との差額

△1,887百万円

### 5. コミットメントライン設定契約

当社グループは、資金調達の安定性と機動性を高めるため主要取引金融機関とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	16,000百万円
借入実行残高	—
差引額	16,000百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数                      普通株式 9,365,305株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	903百万円	100円	2023年3月31日	2023年6月6日

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	443百万円	50円	2023年9月30日	2023年12月1日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,951百万円	220円	2024年3月31日	2024年6月4日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、営業外電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は主に設備投資資金（長期）であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*2）	時価（*2）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,559	4,559	—
(2) 長期借入金	(5,889)	(5,820)	(68)

（\*1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「営業外電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*2）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*3）長期借入金には1年内の返済予定分が含まれております。

（\*4）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,406

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,559	—	—	4,559
資産計	4,559	—	—	4,559

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(5,820)	—	(5,820)
負債計	—	(5,820)	—	(5,820)

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解情報

当社グループは、主にマンション等の鉄筋コンクリート造の構造物に使用される鉄筋コンクリート用棒鋼の製造販売及び鉄筋コンクリート用棒鋼をつなぐ機械式継手の仕入販売を行っている鉄鋼事業と貨物運送及び設備等のメンテナンスを行っているその他を営んでおり、それぞれの売上高は鉄鋼事業が78,774百万円、その他が842百万円であり、全て顧客との契約から生じる収益であります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	5,991円51銭
1 株当たり当期純利益金額	884円90銭

## 重要な後発事象

### 自己株式の取得

当社は、2024年5月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記の通り自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実ならびに資本効率の向上を目的として、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため。

### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.46%)	13万株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	5億円(上限)
(4) 取得する期間	2024年5月9日～2024年6月28日

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

建物……………定率法によっております。

なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

構築物・車両運搬具……………定率法によっております。

機械及び装置・工具、器具及び備品……………定額法及び定率法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異については、発生した事業年度で一括費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にマンション等の鉄筋コンクリート造の構造物に使用される鉄筋コンクリート用棒鋼の製造販売及び鉄筋コンクリート用棒鋼をつなぐ機械式継手の仕入販売を行っております。

これら製品等の販売については、製品等の引渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品等の引渡し時点で収益を認識しております。なお、履行義務充足後の対価は、別途定める取引条件により概ね15日から1カ月半以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、これら取引に係る収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。値引き及び割戻し等の変動対価については合理的に利用可能なすべての情報を用いて見積もりを行い、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。

### 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産

- (1) 当事業年度計上額 181百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表の記載（会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産）と同一の内容であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

建物	3,591百万円
構築物	339百万円
機械及び装置	11,612百万円
土地	8,209百万円
合計	23,753百万円

### 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	892百万円
長期借入金	3,782百万円
合計	4,674百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 59,903百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,336百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,381百万円
短期金銭債務	1,062百万円
長期金銭債権	150百万円
長期金銭債務	8百万円

### 5. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

取締役に対する長期金銭債務 (役員退職慰労金打切支給未払分)	302百万円
-----------------------------------	--------

### 6. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。2022年3月に減損損失を計上したことにより、「土地再評価差額金」が385百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」が169百万円減少しております。

#### ・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

・再評価を行った年月日	2001年3月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と 再評価及び減損後の帳簿価額との差額	△1,887百万円

#### 7. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため主要取引金融機関とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	16,000百万円
借入実行残高	—
差引額	16,000百万円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	6,265百万円
	仕入高	9,837百万円
営業取引以外の取引による取引高		116百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	494,553株

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳	
棚卸資産	25百万円
賞与引当金	265百万円
貸倒引当金	20百万円
退職給付引当金	565百万円
役員退職未払金	92百万円
ゴルフ会員権評価損	0百万円
厚生施設会員権評価損	5百万円
投資有価証券評価損	100百万円
関係会社株式評価損	27百万円
投資資産評価損	2百万円
減価償却超過額	8百万円
減損損失	1,437百万円
未払事業税	147百万円
資産除去債務	23百万円
その他	136百万円
繰延税金資産小計	2,859百万円
繰延税金負債との相殺	△1,227百万円
評価性引当額	△1,450百万円
繰延税金資産合計	181百万円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳	
土地の再評価に係る繰延税金負債	347百万円
その他有価証券評価差額金	957百万円
資産除去債務に対応する除去費用	2百万円
その他	267百万円
繰延税金負債小計	1,575百万円
繰延税金資産との相殺	△1,227百万円
繰延税金負債合計	347百万円

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	5,250円43銭
2. 1株当たり当期純利益金額	967円51銭

## 重要な後発事象

### 自己株式の取得

当社は、2024年5月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記の通り自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実ならびに資本効率の向上を目的として、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式                                     |
| (2) 取得する株式の総数  | 13万株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.46%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 5億円（上限）                                    |
| (4) 取得する期間     | 2024年5月9日～2024年6月28日                       |